

令和5年度 月額利用者負担額（保育料）基準額表【無償化後】

[認定こども園（幼稚園型）]

【教育標準時間認定（1号）】

【保育認定（2号）】

階層区分	児童区分	利用者負担額	階層区分	児童区分	利用者負担額						
					3歳		4歳以上				
					標準時間	短時間	標準時間	短時間			
1	生活保護世帯等	0円	1	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円			
2	市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	第1子	0円	2	市町村民税 非課税世帯	第1子	0円	0円	0円		
		第2子	0円			第2子	0円	0円	0円		
		ひとり親世帯等	0円			ひとり親世帯等	0円	0円	0円		
3	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	第1子	0円	3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	第1子	0円	0円	0円		
		第2子	0円			第2子	0円	0円	0円		
		ひとり親 世帯等	第1子			0円	ひとり親 世帯等	第1子	0円	0円	0円
			第2子			0円		第2子	0円	0円	0円
4	市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	第1子	0円	4a	市町村民税 所得割課税額 77,101円未満	第1子	0円	0円	0円		
		第2子	0円			第2子	0円	0円	0円		
5	市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	第1子	0円	5	ひとり親 世帯等	第1子	0円	0円	0円		
		第2子	0円			第2子	0円	0円	0円		
利用者負担額の算定について			4b	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	第1子	0円	0円	0円			
① 階層区分は、原則として児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額により決まります。ただし、父母以外の世帯員(祖父母等)が家計の中心者である場合は、家計の中心者の市町村民税所得割課税額も合計額に含まれます。					第2子	0円	0円	0円			
② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く。)を控除する前の金額になります。				5	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	第1子	0円	0円	0円		
③ 利用者負担額の切り替え時期は4月と9月の年2回となります。 ・4～8月 前年度の市町村民税額に基づく保育料。 ・9～3月 当年度の市町村民税額に基づく保育料。						第2子	0円	0円	0円		
④ 児童区分は、小学校3年以下の範囲において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園等に通う子どもがいる場合、最年長の子どもから数え、1人目の子どもが第1子(全額)、2人目の子どもが第2子(半額)、3人目以降は0円となります。				6	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	第1子	0円	0円	0円		
⑤ 市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。						第2子	0円	0円	0円		
				7	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	第1子	0円	0円	0円		
						第2子	0円	0円	0円		
			8	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	第1子	0円	0円	0円			
					第2子	0円	0円	0円			

利用者負担額の算定について

- ① 階層区分は、原則として児童の父母の市町村民税所得割課税額の合計額により決まります。ただし、父母以外の世帯員(祖父母等)が家計の中心者である場合は、家計の中心者の市町村民税所得割課税額も合計額に含まれます。
- ② 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く。)を控除する前の金額になります。
- ③ 利用者負担額の切り替え時期は4月と9月の年2回となります。
・4～8月 前年度の市町村民税額に基づく保育料。
・9～3月 当年度の市町村民税額に基づく保育料。
- ④ 児童区分は、小学校就学前において、同一世帯から保育園、認定こども園、幼稚園等に通う子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもが第1子(全額)、2人目の子どもが第2子(半額)、3人目以降は0円となります。
- ⑤ ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。
- ⑥ 年齢の計算は4月1日を基準日とします。年度中は基準日における年齢に応じた利用者負担の額を適用します。
- ⑦ 「第三子以降保育料等免除事業」について
町では、おおむね18歳未満の児童を3人以上育てている世帯に対し、第3子以降の保育料や副食費を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要となります。

⑧ 「ひとり親世帯等」とは母子・父子家庭の世帯、障がい者(児)のいる世帯をいいます。